

「2020年合格目標 LEC 山下道場 前日ヤマカケ講座」から
第52回社労士試験【選択式】 労災法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL20128 p. 8]

【選択式】通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、**合理的な経路及び方法**により行うことをいい、**業務の性質**を有するものを除くものとする。

- ①住居と就業の場所との間の**往復**
- ②厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への**移動**
- ③第1号に掲げる往復に**先行**し、又は**後続**する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る）

本試験出題はこうでした！

第52回 社労士試験 問題
〔選択式〕 労働者災害補償保険法 【空欄A】

通勤災害における通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復等の移動を、**A**な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされるが、住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動も、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限り、通勤に当たるとされている。

解答 **A** → ⑧合理的

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。